

公共建築物等木材利用 促進法のあらまし



農林水産省

平成28年6月

公共建築物等木材利用促進法について

平成22年法律第36号
平成22年5月26日公布
平成22年10月1日施行

我が国の戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中、木材自給率の向上に向けては、木材需要の約4割を占める建築物における国産材の利用の促進のために必要な施策を講じることが有効です。



このような中、木造率が低く、潜在的な需要が期待できる公共建築物において、国や地方公共団体が率先して木材利用に取り組むことが重要との考えから、平成二十二年五月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が国会において全会一致で成立し、同年十月に施行されました。

この法律は、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的としています。

【表紙写真】

左上：静岡県草薙総合運動場体育館（静岡県静岡市）
右：住田町庁舎（岩手県気仙郡住田町）
左下：南陽市文化会館（木造耐火建築物）（山形県南陽市）



農林水産省：横浜植物防疫所つくば
圃場（茨城県つくば市）

公共建築物等木材利用促進法のスキーム

<農林水産大臣・国土交通大臣による基本方針の策定>

○具体的なターゲットと国自らの目標の設定（率先垂範）

低層の公共建築物については
原則として全て木造化を図る

木材利用促進のための支援措置の整備

<法律による措置>

- 公共建築物に適した木材を供給するための施設整備等の計画を農林水産大臣が認定
- 認定を受けた計画に従って行う取組に対して、林業・木材産業改善資金の特例等を措置

<木造技術基準の整備>

- 本法律の制定を受けて、官庁営繕基準について木造建築物に係る技術基準を整備
- 整備後は地方公共団体へ積極的に周知

<予算による支援>

- 品質・性能の確かな木材製品を供給するための木材加工施設等の整備への支援
- 木材利用のモデルとなるような木造公共建築物の整備等を支援

具体的・効果的に木材利用の拡大を促進
〔 ・公共建築物における木材利用拡大（直接的効果）
・一般建築物における木材利用の促進（波及効果） 〕

併せて、公共建築物以外における木材利用も促進
〔 ・住宅、公共施設に係る工作物における木材利用
・木質バイオマスの製品・エネルギー利用 〕

林業・木材産業の活性化と森林の適正な整備・保全の推進、木材自給率の向上

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 (平成22年法律第36号)

1. 目的

- 公共建築物等における木材の利用を促進するため、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与する(1条)

2. 基本方針等

- 農林水産大臣、国土交通大臣による公共建築物における木材利用促進に関する基本方針の策定(7条1項)
- 各省各庁の長による公共建築物における木材利用促進計画の策定(7条2項)
- 農林水産大臣、国土交通大臣は毎年基本方針に基づく措置の実施状況を公表(7条7項)

3. 木材利用促進方針

- 都道府県知事、市町村による公共建築物における木材利用促進方針の策定(8条、9条)

4. 木材製造高度化計画

- 木材製造業者による木材製造高度化計画の策定、農林水産大臣による認定(10条)
- 林業・木材産業改善資金助成法の特例(12条)

5. 公共建築物以外の木材利用促進に関する施策

- 住宅における木材の利用の促進(17条)
- 公共施設に係る工作物における木材の利用の促進(18条)
- 木質バイオマスの製品利用の促進(19条)
- 木質バイオマスエネルギー利用の促進(20条)

第1章 総則

目的

第一条 この法律は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等にかんがみ、公共建築物等における木材の利用を促進するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する措置を講ずること等により、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的とする。



定義

第二条 この法律において「公共建築物」とは、次に掲げる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）をいう。

- 一 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物
 - 二 国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他の前号に掲げる建築物に準ずる建築物として政令で定めるもの
- 2 この法律において「木材の利用」とは、建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として国内で生産された木材その他の木材を使用すること（これらの木材を使用した木製品を使用することを含む。）をいう。
- 3 この法律において「木材製造の高度化」とは、木材の製造を業として行う者が、公共建築物の整備の用に供する木材の製造のために必要な施設の整備、高度な知識又は技術を有する人材の確保その他の措置を行うことにより、公共建築物の整備の用に供する木材の供給能力の向上を図ることをいう。

国又は地方公共団体が整備する建築物に加え、これ以外の者が整備する学校や老人ホーム、病院、体育館、図書館、車両の停車場、高速道路の休憩所等についても、この法律における「公共建築物」に該当します。

国の責務

- 第三条 国は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 国は、一般の利用に供されるものであることその他の前条第一項第一号に掲げる建築物の性質にかんがみ、木材に対する需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。
 - 3 国は、木材に対する需要の増進を図るため、木材の利用の促進に係る取組を支援するために必要な財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 4 国は、木材の利用の促進に当たっては、公共建築物の整備等の用に供する木材が適切に供給されることが重要であることにかんがみ、木材製造の高度化の促進その他の公共建築物の整備等の用に供する木材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 5 国は、建築物における建築材料としての木材の利用を促進するため、木造の建築物に係る建築基準法等の規制の在り方について、木材の耐火性等に関する研究の成果、建築の専門家等の専門的な知見に基づく意見、諸外国における規制の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
 - 6 国は、木材の利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の木材の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 7 国は、教育活動、広報活動等を通じて、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

本法律において、公共建築物等における木材の利用の促進を図っていくためには、国が率先して、公共建築物等における木材の利用に取り組むことが必要です。

このため農林水産省では、自らが整備する施設についての木造化や内装等の木質化に努めるとともに、地域材利用のモデルとなるような木造公共建築物の整備に対する支援や、技術的助言、木造公共建築物の優良事例のとりまとめ等を行うとともに、木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築に対し支援を行っているところです。

また、法律を共管する国土交通省では、法律の施行後に「木造計画・設計基準」や「公共建築物における木材利用の導入ガイドライン」等、各種技術基準類の整備を行うとともに、平成26年には建築基準法を改正し、これにより3階建ての学校等や大規模な建築物が木造で建てやすくなりました。

さらに、平成26年11月には林野庁と国土交通省が連携して新たな木質材料であるCLT(直交集成板)の普及に向けたロードマップを発表しました。これに基づき、林野庁では実証的建築や生産体制の構築を支援しており、平成28年3月及び4月には、CLTに関する建築基準法に基づく告示(強度、一般的な設計法等)が公布・施行されました。これにより、一般的なCLT構法による建築物については、国土交通大臣による個別の認定が不要になりました。

地方公共団体の責務

第四条 地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

地方公共団体は、国の施策を踏まえつつ、それぞれの地域の実情に応じて、公共建築物における木材の利用を促進する観点から、

- ① 公共建築物における木材の利用に関する情報を公共建築物の整備に携わる者や地域住民への提供
 - ② 公共建築物の整備に携わる関係者や地域住民を対象とした、木材の利用の意義についての普及啓発
 - ③ 建築物における木材の利用に関する技術の普及
- など、国が行う取組の成果を地域レベルで実践しうる形で企画・立案し、これを実施していくことが求められます。

事業者の努力

第五条 事業者は、その事業活動等に関し、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

学校や老人ホーム等の公共建築物を整備する事業者や、林業従事者、木材製造業者等の木材の生産・流通・加工に携わる事業者に対する、木材の利用の促進に関する努力義務について規定したものです。

国民の努力

第六条 国民は、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

基本方針

第七条 農林水産大臣及び国土交通大臣は、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向
 - 二 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
 - 三 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標
 - 四 基本方針に基づき各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。）が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項
 - 五 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項
 - 六 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項
- 3 基本方針は、公共建築物における木材の利用の状況、建築物における木材の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。
- 4 農林水産大臣及び国土交通大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 5 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議しなければならない。
- 6 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、各省各庁の長及び都道府県知事に通知しなければならない。
- 7 農林水産大臣及び国土交通大臣は、毎年一回、基本方針に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

基本方針においては、公共建築物における木材の利用の促進の意義について記述するとともに、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲は低層の公共建築物とするといった基本的事項を記述しています。

また、国が整備する公共建築物の木材の利用の目標として、比較的法的な制限が少ない低層の公共建築物については原則としてすべて木造化を図ることや、低層・高層にかかわらず、国民の目に触れる機会が多い部分を中心に内装等の木質化を推進すること等を記述しています。

さらに、公共建築物の整備に供する木材の適切な供給の確保に関して、

- ① 公共建築物の整備に適した木材の供給体制の整備
 - ② 間伐材や合法性が証明された木材等の森林の整備・保全に配慮した木材の供給
 - ③ 強度や耐火性、健康被害防止性能の向上等木材に関する技術開発
- 等を記述しています。

なお、農林水産省では、法律第7条第2項第4号の規定に基づき、平成22年12月に「新農林水産省木材利用推進計画」を策定し、平成28年4月に同計画の見直しを行ったところです。

都道府県方針

- 第八条 都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「都道府県方針」という。）を定めることができる。
- 2 都道府県方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
 - 二 当該都道府県が整備する公共建築物における木材の利用の目標
 - 三 当該都道府県の区域内における公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項
 - 四 その他当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項
 - 3 都道府県知事は、都道府県方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

現在全ての都道府県において、木材の利用の促進に関する方針が策定されています。

市町村方針

- 第九条 市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下この条において「市町村方針」という。）を定めることができる。
- 2 市町村方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
 - 二 当該市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標
 - 三 その他当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項
 - 3 市町村方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該市町村の区域内における公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項を定めることができる。
 - 4 市町村は、市町村方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

平成27年度末時点において、約9割の市町村において、木材の利用の促進に関する方針が策定されています。

木材製造高度化計画の認定

- 第十条 木材の製造を業として行う者は、木材製造の高度化に関する計画（以下「木材製造高度化計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その木材製造高度化計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2 木材製造高度化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 木材製造の高度化の目標
 - 二 木材製造の高度化の内容及び実施期間
 - 三 公共建築物の整備の用に供する木材の製造の用に供する施設を整備しようとする場合にあっては、当該施設の種類及び規模
 - 四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林（森林法第二条第一項に規定する森林をいう。第四項において同じ。）を除く。）において前号の施設を整備するために開発行為（森林法第十条の二第一項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）をしようとする場合にあっては、当該施設の位置、配置及び構造
 - 五 木材製造の高度化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
 - 3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その木材製造高度化計画が基本方針に照らし適切なものであり、かつ、木材製造の高度化を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 4 農林水産大臣は、第二項第四号に掲げる事項が記載された木材製造高度化計画について第一項の認定をしようとするときは、第二項第三号及び第四号に掲げる事項について、同項第三号の施設の整備の用に供する森林の所在地を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該施設を整備するための開発行為が森林法第十条の二第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同意をするものとする。
 - 5 都道府県知事は、前項の同意をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。

公共建築物の整備における木材利用を促進するにあたっては、森林の適正な整備及び保全を図る上で支障がないような木材を供給できる能力を有し、かつ、長大・大口径といった特徴を有する公共建築物の整備の用に適した木材を供給できる体制を確保することが重要です。

このため、公共建築物における木材利用の促進に対応した適切な木材供給を行うために木材製造業者の能力を向上させることを目的として、木材製造高度化計画に関する規定が設けられました。

木材製造業者が、同計画に従って、加工機械の導入等を行う場合、法律第12条に規定する支援措置や法律第13条に規定する森林法の特例を受けることができます。

木材製造高度化計画の変更等

- 第十一条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定木材製造業者」という。）は、当該認定に係る木材製造高度化計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 認定木材製造業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
 - 3 農林水産大臣は、認定木材製造業者が前条第一項の認定に係る木材製造高度化計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定木材製造高度化計画」という。）に従って木材製造の高度化を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
 - 4 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定について準用する。

林業・木材産業改善資金助成法の特例

第十二条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項の林業・木材産業改善資金であって、認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画に従って木材製造の高度化を行うのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

政令の規定により、木材製造業者が木材製造高度化計画に従って、加工機械の導入等を行うのに必要な林業・木材産業改善資金の償還期間は10年以内から12年以内に延長することとされています。

森林法の特例

第十三条 認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画（第十条第二項第四号に掲げる事項が記載されたものに限る。）に従って同項第三号の施設を整備するため開発行為を行う場合には、森林法第十条の二第一項の許可があったものとみなす。

国有施設の使用

第十四条 国は、政令で定めるところにより、公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する試験研究を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において、公共建築物における木材の利用の促進を図るため特に必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

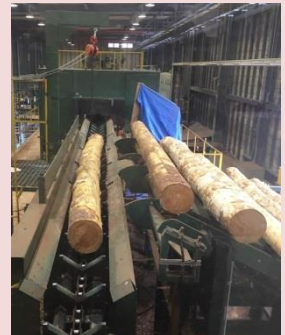
報告の徴収

第十五条 農林水産大臣は、認定木材製造業者に対し、認定木材製造高度化計画の実施状況について報告を求めることができる。

罰則

第十六条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。



征矢野建材（株）（認定木材製造業者）
ソヤノウッドパーク（長野県塩尻市）

第3章 公共建築物における木材の利用以外の 木材の利用の促進に関する施策

住宅における木材の利用

第十七条 国及び地方公共団体は、木材が断熱性、調湿性に優れ、紫外線を吸収する効果が高いこと、国民の木造住宅への志向が強いこと、木材の利用が地域経済の活性化に貢献するものであること等にかんがみ、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、木造住宅を建築する者に対する情報の提供等の援助、木造住宅に関する展示会の開催その他のその需要の開拓のための支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



公共施設に係る工作物における景観の向上及び 癒（いや）しの醸成のための木材の利用

第十八条 国及び地方公共団体は、木材を利用したガードレール、高速道路の遮音壁、公園の柵(さく)その他の公共施設に係る工作物を設置することが、その周囲における良好な景観の形成に資するとともに、利用者等を癒（いや）すものであることにかんがみ、それらの木材を利用した工作物の設置を促進するため、木材を利用したそれらの工作物を設置する者に対する技術的な助言、情報の提供等の援助その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



木製ガードレール



木製遮音壁

木質バイオマスの製品利用

第十九条 国及び地方公共団体は、バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭（以下「化石資源」という。）を除く。）をいう。）のうち木に由来するもの（以下「木質バイオマス」という。）について、パルプ、紙等の製品の原材料としての利用等従来から行われている利用の促進を図るほか、その用途の拡大及び多段階の利用（まず製品の原材料として利用し、再使用し、及び再生利用し、最終的にエネルギー源として利用することをいう。）を図ることにより製品の原材料として最大限利用することができるよう、木質バイオマスを化学的方法又は生物的作用を利用する方法等によって処理することによりプラスチックを製造する技術等の研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



木質バイオマスのエネルギー利用

第二十条 国及び地方公共団体は、木質バイオマスを化石資源の代替エネルギーとして利用することが二酸化炭素の排出の抑制及び木の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマスの有効な利用に資すること等にかんがみ、木質バイオマスをエネルギー源として利用することを促進するため、公共施設等におけるその利用の促進、木質バイオマスのエネルギー源としての利用に係る情報の提供、技術等の研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

平成28年1月末時点において、全国の60箇所で主に未利用間伐材を使用する木質バイオマス発電施設が固定価格買い取り制度により設備認定済みです（うち26箇所が稼働中）。また、平成26年度末時点において、2千基を超える木質資源利用ポイラーが導入されています。



(株)グリーン発電会津
(福島県会津若松市)

公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針 (平成22年10月4日農林水産大臣、国土交通大臣告示)

1. 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

【公共建築物】

- 国が整備する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化

ただし、

- ・法令に基づく基準により耐火建築物等とすべき施設
- ・災害応急活動施設等、木造以外の構造とすべき施設は除く

- 国が整備する公共建築物について、低層・高層にかかわらず、直接又は間接的に国民の目に触れる機会が多いと判断される部分については、内装等の木質化を促進

【備品・消耗品等】

- 木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用の促進
- 暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努力

2. 措置の実施状況の公表

【公表事項】

- 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容
- 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況

新農林水産省木材利用推進計画 (平成22年12月27日策定、平成28年4月1日改定)

1 趣旨

平成22年10月、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）が施行され、法に基づく「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号）」（以下「基本方針」という。）が公表された。この中で、国は率先して公共建築物における木材の利用の促進に努め、地方公共団体や民間企業等に国の方針に即した主体的な取組を促すなど、幅広い木材需要の拡大を目指して、主導的な役割を果たすことが求められている。

木材は、調湿性に優れる、断熱性が高い、リラックス効果があるなど、人にやさしい、心安まる素材であるとともに、再生産可能な省エネ素材であり、その利用を推進することは、森林のもつ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成のほか、地域経済の活性化に資するものである。

農林水産省では、法に基づく「公共建築物における木材の利用の推進のための計画」として、平成22年12月に「新農林水産省木材利用推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、農林水産省自らが整備する施設や補助事業を活用して整備する施設についての木造化・内装等の木質化、公共土木工事における木材利用等に努め、農林水産省本省及び関係機関を挙げて、木材利用の推進に取り組んできたところである。また、法を共管する国土交通省と共に、公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議を開催する等、木材利用の促進に向け関係省庁間の連携に努めるとともに、地方公共団体等が実施する木材利用推進の取組に対し、必要な助言等の措置を講じてきたところである。

今般、我が国の森林面積の4割を占める人工林の多くが主伐期を迎えているほか、木質建築資材の耐火性等に関する技術の進展やCLT（Cross Laminated Timberの略）（直交集成板）の導入に向けた動き、土木分野における木材利用の進展等、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢に進展が見られた。

これらの状況を踏まえるとともに、また推進計画で掲げた取組期間が平成27年度末に終期を迎えることから、今般推進計画を改定することとする。

なお、推進計画の実施に当たっては、「原則木造・木質化・木製品」との考え方の下、農林水産省が定める「環境物品等の調達を推進を図るための方針」も踏まえ、間伐材又は合法性が証明された木材・木製品の利用推進に努める。

2 取組の対象、取組方針及び取組期間

(1) 取組の対象

木材利用の推進に取り組む対象は、以下のとおりとする。

- ① 農林水産省及び関係機関の庁舎等の施設（以下「対象施設」という。）
- ② 農林水産省関係補助事業における建築物等の施設（以下「補助対象施設」という。）
- ③ 農林水産省関係公共土木工事における工作物及び施設
- ④ 農林水産省及び関係機関における備品及び消耗品（以下「対象物品」という。）

なお、農林水産省関係公共土木工事については、独立行政法人（今後独立行政法人化する機関を含む。以下同じ。）に対する農林水産省の補助事業に係るものを含む。また、「対象施設」については、独立行政法人が農林水産省の補助事業で整備するものを含む。

(2) 取組方針

基本方針を踏まえ、

- (a) 低層の公共建築物は原則として全て木造化を図るとともに、低層・高層にかかわらず内装等の木質化を促進すること
- (b) 耐火建築物とすることが求められている建築物についても、木質耐火部材を活用して積極的に木造化を図るなど、木質耐火部材やCLT等の新たな木質部材を積極的に活用すること
- (c) 木造と非木造との混構造の採用も積極的に検討しつつ木造化を促進すること
- (d) 地盤改良用木杭等の資材やコンクリート型枠等の仮設材等、土木分野においても木材利用を促進すること
- (e) 木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を促進すること
- (f) 暖房器具やボイラーを設置する場合には木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めること

を基本とし、以下により取り組むこととする。

また、個別の利用目標を別添のとおり定める。

- ① 対象施設及び補助対象施設については、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材利用による効果、付加価値等を総合的に判断した上で、合法性が証明された木材又は間伐材（以下「合法木材等」という。）での木造化及び内装等の木質化に取り組むとともに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に努める。
- ② 農林水産省関係公共土木工事については、関係法令、構造、設置場所、コスト、緊急性を要する場合等の制約を受けるものを除き、合法木材等を利用した工事を積極的に推進する。
- ③ 対象物品の購入に当たっては、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材利用による効果、付加価値等を総合的に判断した上で、合法木材等を使用した木製品の導入を積極的に推進する。

(3) 取組期間

推進計画の取組期間は、平成28年度から32年度までの5年間とし、期間の途中における成果を検証し必要な見直しを行う。



農林水産省：三陸北部森林管理署
(岩手県宮古市)

3 木材利用の推進のために必要な取組
 木材利用の推進のため、必要となる以下の取組を行う。

項目	具体的取組
需要サイドのニーズに対応した供給体制の整備	<p>大口の需要者への円滑な木材供給を図るため、木材業者の連携等による乾燥材、針葉樹合板、集成材、丸棒製品等に加え、木質耐火部材やCLT等の新たな木質部材の安定供給を促進する。</p> <p>木材製品の規格化の推進等により木材の調達の容易化を図る。</p>
木材需給のマッチングに向けた取組	<p>国産材の安定供給体制の構築に向けた需給情報連絡協議会を活用し、木材需給のマッチングを図る。</p>
木材利用に係る技術開発	<p>需要者ニーズに対応しつつ、木材の特性を活かした加工技術の開発、新商品の開発等の取組を推進する。</p>
木造と他の構造との間の総合的比較評価	<p>木造とRC造等他の構造との間の建設コストや省エネルギー効果、健康面への影響等にかかる総合的比較評価を実施する。</p>
土木分野における木材利用の促進	<p>地盤改良用木杭や残存型枠等の全国的な普及等を通じて土木分野における木材利用を促進する。</p> <p>木製構造物の設計価格の積算に必要な標準歩掛等の追加を行い、木製構造物の採用及び施工を促進する。</p>
木材利用推進に関する人材育成	<p>耐火建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築物に携わることができる設計者等を育成する。</p>
木造化等に関する情報の収集・提供	<p>一般流通部材を活用する等して低コスト化を図った施設や、メンテナンス性の向上に配慮した施設等の優良事例に関する情報を収集し、適切な手段を用いて的確に提供する。</p>
木材利用推進に関する具体的な説明の実施	<p>関係部局の土木工事の担当者等を対象とした、木材を利用する設計、施工に係る実践的、実務的な講習会の開催等を行う。</p> <p>森林管理局及び森林管理署が、地方農政局等の農林水産省の地方出先機関や関係機関に対し、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。</p> <p>森林管理局及び森林管理署が、必要に応じて地方段階の都道府県の担当者会議等の場において、都道府県の林務担当部局と連携・協力し、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。</p>
木材利用推進のための問合せ窓口による対応	<p>農林水産省関係補助事業対象施設の木造化、内装等の木質化等を一層推進するために、木材利用推進中央協議会に設置された問合せ窓口により各種問合せに対応する</p>

4 実施に当たって留意すべき事項

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」においては、環境への配慮の観点から、国及び独立行政法人は、合法木材等を使用した物品の調達、公共工事における製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）やフローリング、再生木質ボード、合板型枠を利用する際には、合法木材等を選択するよう努めなければならないとされており、これらが更に促進されるよう取り組む。

また、我が国の森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、平成32年度までの間における森林の間伐の実施を促進するため、間伐材の利用促進に努めることとする。

さらに、再生産可能で環境負荷の少ない木質バイオマスの利用を促進することは、地球温暖化の防止、循環社会の形成や山村地域の活性化等を図る上で重要である。このため、供給体制等を考慮しつつ木質バイオマスを燃料とする施設・設備の導入に取り組む。

併せて、推進計画に基づく木材の利用が「持続可能な森林経営」の推進に資するよう配慮する。

5 成果の検証及び実績の公表

推進計画に基づく取組の成果について、各年度ごとに速やかに検証を行う。その際、木造化ができなかった施設等については、どのような理由によるものであったか検証し、今後の対応方向を検討する。また、取組の実績について「農林水産省木材利用促進連絡会議」に報告するとともに農林水産省ホームページにて公表する。

6 関係省庁、民間等への普及推進

木材の利用を推進する取組について、政府全体の取組に広げ、さらには、地方公共団体や民間企業、消費者まで浸透させる観点から、関係省庁及び都道府県、市町村の農林水産担当部局、農林水産関係団体、民間企業、消費者等に積極的に働きかけるなど、関係者との連携を図る。特に、木材の利用の促進に関する消費者の理解の醸成を図るため、公共建築物における木材の利用の促進の意義等について消費者に分かりやすく示すよう努める。

（別添略）



丸太式残存型枠工（広島県竹原市）



木柵（三重県津市）

公共建築物等木材利用促進法 Q & A

Q

法律施行後の木材の利用の促進のための計画の策定状況について教えてください。

A

国では22の府省等の全てにおいて、法律に基づく「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」が策定されています。

また、地方公共団体では、全ての都道府県と、1,741市町村のうち87%にあたる1,512市町村において、法律に基づく「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」が策定されています（平成28年3月末時点）。

Q

法律の施行により、公共建築物の木造化はどの程度進みましたか。

A

平成22年10月に施行された法律の施行状況については、平成21年度における公共建築物の木造率（床面積ベース）が8.3%であるのに対し、平成26年度では10.4%となっています。その中で、3階以下の低層の公共建築物に占める木造率は、平成21年度の19.7%から、平成26年度には23.2%となっています。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
公共建築物の木造率 （床面積ベース）	8.3%	8.3%	8.4%	9.0%	8.9%	10.4%
うち低層	19.7%	17.9%	21.3%	21.5%	21.0%	23.2%

「建築着工統計」（国土交通省）データにより林野庁試算

Q

公共建築物の木造化や木質化に対する国の支援策について教えてください。

A

農林水産省では、「次世代林業基盤づくり交付金」等により、公共建築物等木材利用促進法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化、内装木質化に対し支援を行っています。

また、平成23年度から実施している「木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援」により、地方公共団体等に専門家を派遣し、建築物の企画、木材の調達方法、工事発注のための要件等に関する技術支援等を行っています。

<http://www.kiwoikasu.or.jp/mokuzouka/>（設計段階からの技術支援報告書）

Q

公共建築物を木造で整備するにあたり、参考となる技術基準類等がありますか。

A

法律の施行後、国土交通省大臣官房官庁管繕部では、「木造計画・設計基準」（平成23年5月）や「官庁施設における木造耐火建築物の整備指針」（平成25年3月）、「木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項」（平成27年5月）等の各種技術基準類を整備しています。詳細については、以下のURLを御参照ください。
http://www.mlit.go.jp/gobuild/moku_torikumi.html

Q

木造建築物は、非木造に比べコストがかかるのではないですか。

A

木造で整備された公共建築物では、トラス構法や重ね梁の採用等により、主に住宅向けに流通している一般建築用の材を適切に使用する等の工夫により、非木造の場合よりコストが抑えられる事例も見られます。



蕨崎市立すずらん保育園
 （山梨県蕨崎市）
 トラス構法の採用等により、一般建築用の材を活用した設計とし、低コスト化を実現。

Q

法律施行後の農林水産省における庁舎等における木材利用の取組について教えてください。

A

農林水産省では、法律の施行を踏まえ、平成23年度から平成26年度までの4年間で、森林管理署の庁舎等31施設を木造で整備するとともに、本省会議室等のべ64施設において内装等を木質化したところです。

平成28年4月には、平成22年に策定した「新農林水産省木材利用推進計画」の見直しを行い、今後は木質耐火部材やCLT等の新たな技術についても、積極的に活用していくこととしたところです。

	H23	H24	H25	H26
主な施設	木曽福島森林事務所（長野県木曽郡木曽町）	中越森林管理署（新潟県南魚沼市）	土浦地域センター庁舎別館（茨城県土浦市）	仁鮎森林事務所（秋田県能代市）



木質耐火部材



CLT

公共建築物における木材利用の取組事例

国の施設



国土交通省：国営常陸海浜公園 自然観察施設棟
（茨城県ひたちなか市）



最高裁判所：広島高裁松江支部・松江地家簡裁庁舎
（内装木質化）（島根県松江市）

都道府県の施設



東部地域振興ふれあい拠点施設「ふれあいキューブ」
（1～4階S造、5～6階木造）（埼玉県春日部市）

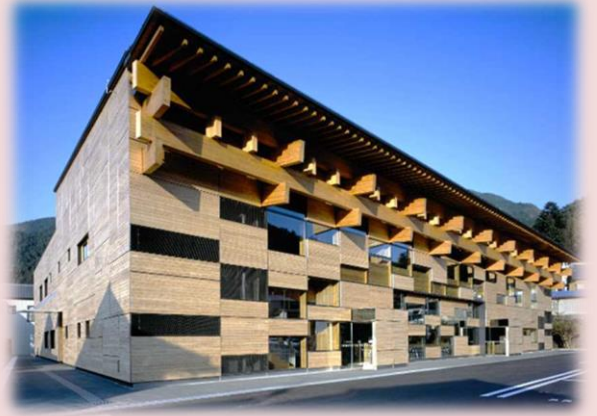


武田の杜サービスセンター（山梨県甲府市）

市町村の施設



乳幼児センター（青森県下北郡東通村）



構原町庁舎（高知県高岡郡構原町）

学校施設



ときがわ町立萩ヶ丘小学校（内装木質化）
（埼玉県比企郡ときがわ町）



江東区立有明小・中学校（内外装木質化）
（東京都江東区）



新城市立黄柳川（つげがわ）小学校（愛知県新城市）



綾町立綾中学校（宮崎県東諸県郡綾町）

民間事業者の施設



京王電鉄高尾山口駅（内外装木質化）
（東京都八王子市）



医療施設（木造耐火建築物）
（千葉県柏市）



秋田駅西口バスターミナル（秋田県秋田市）（写真提供者：シブヤスタジオ）

連絡先：林野庁 林政部 木材利用課 木造公共建築物促進班

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1

直通：03-6744-2626

本資料は、以下の林野庁のHPに掲載しています。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html>